

第 2 章 研究科の組織及び修業年限

第 2 条 本大学院に次の研究科を置く。

| | | |
|---------|-------------|-------------|
| 法務研究科 | 法 務 専 攻 | (専門職学位課程) |
| 文学研究科 | 宗教学仏教学専攻 | (博士課程前期・後期) |
| | 歴史学専攻 | (博士課程前期・後期) |
| | 英語圏文化専攻 | (博士課程前期・後期) |
| | 日本文化専攻 | (博士課程前期・後期) |
| 心身科学研究科 | 心 理 学 専 攻 | (博士課程前期・後期) |
| | 健 康 科 学 専 攻 | (博士課程前期・後期) |
| 商学研究科 | 商 学 専 攻 | (博士課程前期・後期) |
| 経営学研究科 | 経 営 学 専 攻 | (博士課程前期・後期) |
| 法学研究科 | 法 律 学 専 攻 | (博士課程前期・後期) |
| 総合政策研究科 | 総 合 政 策 専 攻 | (博士課程前期・後期) |
| 薬学研究科 | 医 療 薬 学 専 攻 | (博士課程) |
| 歯学研究科 | | (博士課程) |

2 法務研究科の学則は別に定める。

3 第 1 項の各研究科の課程において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第 3 条 本大学院博士課程の標準修業年限は 5 年とし、これを前期 2 年課程及び後期 3 年課程に区分し、前期 2 年の課程は修士課程として取り扱う。薬学研究科・歯学研究科博士課程の標準修業年限は 4 年とする。

2 本大学院における在学年限は、博士前期課程（修士課程）においては 4 年、博士後期課程においては 6 年、薬学研究科・歯学研究科博士課程においては 8 年とする。